

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 ー各制度とも増加が続くー

平成18年度末の受給権者数は、厚生年金2,616万人、国共済101万人、地共済235万人、私学共済29万人、国民年金2,542万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,366万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

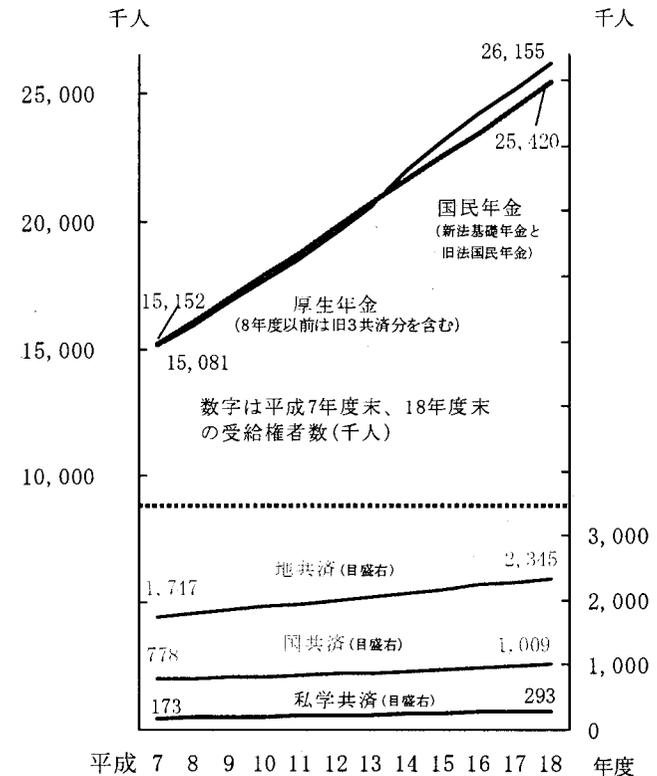
年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
16	24,233			962	2,240	271.0	23,431
17	25,110			984	2,289	280.8	24,393
18	26,155			1,009	2,345	293.4	25,420
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1
16	4.7			3.1	3.0	5.0	3.9
17	3.6			2.3	2.2	3.6	4.1
18	4.2			2.5	2.4	4.5	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済分を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は平成8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が概ね4～6%程度であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、概ね1～3%程度となっている。

平成18年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では、私学共済が4.5%増、厚生年金が4.2%増、国共済が2.5%増、地共済が2.4%増となっている。それ以前と比較して伸び率の鈍化傾向がみられた平成17年度に比べると、18年度の伸び率はやや大きくなっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.2%増となっている。

図表2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-3のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表 2-3-3 受給者数の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	-	-	879	2,029	221.8	21,222
15	21,369	-	-	906	2,088	234.5	22,111
16	22,334	-	-	933	2,152	247.3	22,997
17	23,156	-	-	956	2,206	259.2	23,954
18	24,043	-	-	980	2,253	272.6	24,968
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》	-	2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2	-	-	3.0	2.9	5.7	4.2
16	4.5	-	-	3.1	3.1	5.5	4.0
17	3.7	-	-	2.4	2.5	4.8	4.2
18	3.8	-	-	2.5	2.1	5.2	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合の推移をみると(図表2-3-4)、厚生年金は微減傾向にあり平成18年度末で91.9%、私学共済は17年度末に比べて微増し18年度末で92.9%となっている。国共済は97%台、地共済は96%台で安定的に推移している。また、国民年金は平成18年度末で98.2%である。

全額支給停止には、併給調整による全額支給停止、在職老齢年金における全額支給停止、遺族年金における同順位者受給による全額支給停止などがあり、受給者数の割合の制度による違いは、女性の割合や被用者年金と国民年金での制度の違い(遺族の範囲、障害年金の3級の有無等)などの影響によるものと考えられる。

図表 2-3-4 受給権者数に対する受給者数の割合の推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	旧三共済	旧農林年金					
平成	%	%	%	%	%	%	%
7	94.3	-	96.9	-	96.1	91.0	97.4
8	94.0	-	97.2	-	96.5	90.7	97.5
9	93.8	-	97.4	-	96.5	91.3	97.6
10	93.3	-	97.1	-	96.6	91.8	97.7
11	92.8	-	96.9	97.1	96.5	92.1	97.7
12	92.5	-	96.7	97.1	96.4	92.4	97.8
13	92.4	-	96.4	97.0	96.2	92.4	97.9
14	92.4	-	-	97.0	96.2	90.2	98.0
15	92.3	-	-	97.1	96.1	90.8	98.1
16	92.2	-	-	97.0	96.1	91.3	98.1
17	92.2	-	-	97.1	96.4	92.3	98.2
18	91.9	-	-	97.2	96.1	92.9	98.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

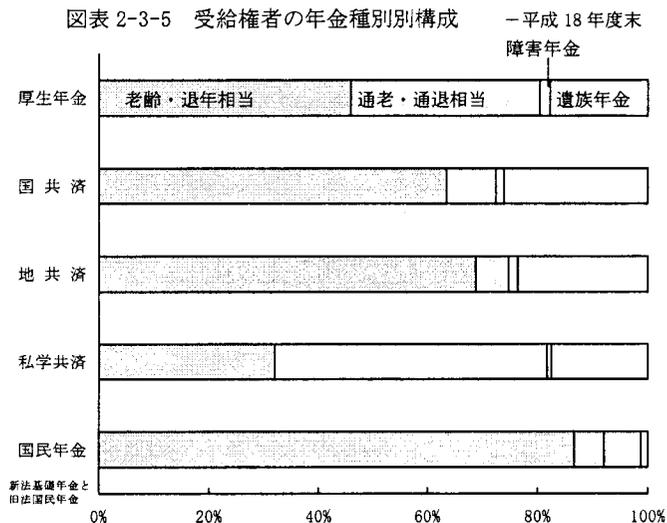
ア 平成18年度末の状況

受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^ア」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^イ」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。



(私学共済は通老・通退相当が、他制度は老齢・退年相当が最も多い)

受給権者の年金種別別構成割合をみると(図表 2-3-5、図表 2-3-6)、制度によって特徴が見られる。

厚生年金では、老齢・退年相当が5割弱と最も多く、次いで通老・通退相当が3割強という構成である。これに対し、国共済、地共済では、老齢・退年相当がそれぞれ6~7割と多く、通老・通退相当は少ない。一方、私学共済では、通老・通退相当が5割と最も多く、老齢・退年相当は3割と少なくなっている。また、国民年金では、老齢・退年相当が9割弱を占めている。

この傾向は、受給者数でも大きな違いはない(図表 2-3-6)。

図表 2-3-6 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 —平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数					
計	千人 26,155	千人 1,009	千人 2,345	千人 293.4	千人 25,420
老齢・退職年金	老齢・退年相当	639	1,610	93.8	22,007
	通老・通退相当	91	142	146.0	1,396
障害年金	497	15	40	2.1	1,692
遺族年金	4,644	264	553	51.4	325
構成比					
計	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	63.3	68.7	32.0	86.6
	通老・通退相当	9.0	6.1	49.8	5.5
障害年金	1.9	1.4	1.7	0.7	6.7
遺族年金	17.8	26.1	23.6	17.5	1.3
受給者数					
計	千人 24,043	千人 980	千人 2,253	千人 272.6	千人 24,968
老齢・退職年金	老齢・退年相当	624	1,566	81.1	21,864
	通老・通退相当	89	137	138.3	1,391
障害年金	356	10	24	1.9	1,584
遺族年金	4,284	257	527	51.3	130
構成比					
計	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	63.6	69.5	29.8	87.6
	通老・通退相当	9.1	6.1	50.7	5.6
障害年金	1.5	1.0	1.0	0.7	6.3
遺族年金	17.8	26.3	23.4	18.8	0.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(国民年金は遺族年金が少ない)

国民年金では、他制度と異なり、遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は1.3%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.5%（厚生年金は17.8%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ9.0%、6.1%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金34.5%、私学共済49.8%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済421ヶ月、地共済416ヶ月であり、厚生年金382ヶ月、私学共済381ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当32.0%に対し通老・通退相当が49.8%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である（厚生年金は老齢・退年相当45.8%に対し通老・通退相当34.5%である。）。

(受給権者数に対する受給者数の割合)

受給権者数に対する受給者数の割合を年金種別別にみると（図表2-3-7）、厚生年金、国共済、地共済では障害年金における割合が約6～7割となっており、他の年金種別に比べ小さい。障害年金は併給調整による支給停止の割合が大きいことなどが背景にあると考えられる。私学共済では、他制度に比べ、老齢・退年相当における割合が小さい傾向がみられる。

また、国民年金では、遺族年金における割合が約4割と小さい。これは、遺族基礎年金を受けられる遺族の範囲が子のある妻と子になっており（被用者年金では子のない妻等も対象）、子は妻が受給権を有するとき等に支給停止となることなどが大きく影響している。

図表 2-3-7 年金種別別にみた受給権者数に対する受給者数の割合
—平成18年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と旧法国民年金	
受給権者数	%	%	%	%	%	%
計	91.9	97.2	96.1	92.9		98.2
老齢・退職年金	93.7	97.6	97.3	86.5		99.3
	90.5	97.9	96.2	94.7		99.7
障害年金	71.6	66.4	59.2	86.4		93.6
遺族年金	92.3	97.6	95.2	99.7		39.9

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（図表2-3-8）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

(老齢・退年相当 —国民年金、私学共済、厚生年金で大きな増加—)

老齢・退年相当について平成18年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金が4.0%増、国共済が0.9%増、地共済が2.1%増、私学共済が5.0%増となっている。（図表2-3-8） また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は5.2%増と引き続き大幅に増加した。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、両制度が恩給公務員期間等を通算しているため、既に多くの受給権者が発生し、相対的に成熟の程度が高いからである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が、国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から、保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 一国共済で大幅な増加)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。平成18年度の対前年度増加率は、厚生年金が5.1%増、国共済が14.3%増、地共済が5.1%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっている。特に国共済では、平成12年度以降二桁の伸びが続いており、増加傾向が顕著である。これには、通算退職年金制度が創設された以降の期間の短い被保険者がしだいに支給開始年齢に達してきたこと、特に国共済においては任期制自衛官であった者が受給権者になりつつあることが影響しているものと考えられる。一方、私学共済は、老齢・退年相当5.0%増に対し、通老・通退相当4.3%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。障害年金の増加率は、国民年金以外では遺族年金に比べて低い傾向であったが、地共済では平成15年度に逆転し、それ以降は遺族年金より高い状態が続いている。また、私学共済でも平成15年度、16年度は遺族年金より高い伸びであった。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成18年度の対前年度増加率をみると、厚生年金3.0%増、国共済2.7%増、地共済2.8%増、私学共済4.2%増となっている。

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-9)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合い等が反映されているものと考えられる。

図表2-3-8 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・通退年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・通退年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・通退年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176	1,747	1,266	88	28	364
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184	1,793	1,290	92	29	382
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192	1,848	1,322	95	30	401
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200	1,898	1,349	98	30	420
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208	1,942	1,372	101	31	438
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218	1,984	1,394	104	32	454
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226	2,049	1,434	112	32	470
14	21,980	10,145	7,299	452	4,084	906	610	49	13	234	2,109	1,471	117	34	488
15	23,148	10,690	7,770	463	4,225	933	620	58	13	241	2,174	1,511	123	35	505
16	24,233	11,167	8,225	476	4,365	962	629	70	14	249	2,240	1,552	129	37	522
17	25,110	11,523	8,591	487	4,509	984	633	80	14	257	2,289	1,578	135	38	538
18	26,155	11,984	9,031	497	4,644	1,009	639	91	15	264	2,345	1,610	142	40	553
対前年度増減率(%)															
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6
14	6.9	6.9	7.9	3.8	5.4	2.6	1.5	13.8	3.5	3.5	3.0	2.6	4.5	3.6	3.7
15	5.3	5.4	6.5	2.4	3.5	2.9	1.6	18.0	3.3	3.3	3.1	2.7	4.9	4.5	3.6
16	4.7	4.5	5.9	2.8	3.3	3.1	1.5	19.7	3.1	3.2	3.0	2.7	5.5	4.3	3.3
17	3.6	3.2	4.4	2.3	3.3	2.3	0.6	14.3	2.9	3.1	2.2	1.7	4.3	4.2	3.2
18	4.2	4.0	5.1	2.0	3.0	2.5	0.9	14.3	2.7	2.7	2.4	2.1	5.1	3.9	2.8
私学共済															
年度末	計	老齢・通退年金		障害年金	遺族年金	国民年金					新法基礎年金と旧法国民年金				
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成															
7	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3	15,152	11,400	2,109	1,309	334					
8	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2	16,010	12,276	2,063	1,338	332					
9	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1	16,987	13,276	2,011	1,370	331					
10	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8	17,871	14,186	1,952	1,402	331					
11	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1	18,795	15,090	1,890	1,437	377					
12	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1	19,737	16,061	1,829	1,473	373					
13	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0	20,669	17,030	1,764	1,508	367					
14	245.9	76.5	123.6	1.8	43.9	21,653	18,053	1,697	1,543	360					
15	258.2	81.3	129.2	1.9	45.7	22,544	18,985	1,625	1,580	353					
16	271.0	86.0	135.4	2.0	47.6	23,431	19,915	1,562	1,619	345					
17	280.8	89.3	140.0	2.1	49.4	24,393	20,929	1,474	1,655	335					
18	293.4	93.8	146.0	2.1	51.4	25,420	22,007	1,396	1,692	325					
対前年度増減率(%)															
8	6.4	9.3	6.0	4.3	6.1	5.7	7.7	△2.2	2.3	△0.6					
9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1	6.1	8.1	△2.6	2.3	△0.2					
10	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8	5.2	6.9	△2.9	2.3	0.1					
11	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6	5.2	6.4	△3.2	2.6	13.7					
12	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2	5.0	6.4	△3.2	2.5	△0.9					
13	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8	4.7	6.0	△3.5	2.3	△1.7					
14	4.5	5.9	3.7	3.5	4.5	4.8	6.0	△3.8	2.3	△2.1					
15	5.0	6.3	4.5	4.9	4.1	4.1	5.2	△4.2	2.4	△1.9					
16	5.0	5.7	4.8	5.4	4.0	3.9	4.9	△4.5	2.5	△2.2					
17	3.6	3.9	3.4	3.3	3.7	4.1	5.1	△5.0	2.2	△2.9					
18	4.5	5.0	4.3	3.7	4.2	4.2	5.2	△5.3	2.2	△3.2					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含む。また、平成8年度以前についても前三共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務員給付が含まれている。

図表 2-3-9 受給権者の年金種別別構成割合の推移

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成7	100.0	46.8	30.5	2.5	20.2	100.0	72.6	3.3	1.4	22.7	100.0	72.5	5.1	1.6	20.8
8	100.0	46.5	31.0	2.4	20.0	100.0	71.8	3.5	1.4	23.2	100.0	71.9	5.1	1.6	21.3
9	100.0	46.5	31.5	2.3	19.6	100.0	71.1	3.7	1.4	23.7	100.0	71.5	5.1	1.6	21.7
10	100.0	46.5	31.8	2.3	19.4	100.0	70.3	3.9	1.4	24.3	100.0	71.1	5.2	1.6	22.1
11	100.0	46.2	32.2	2.2	19.4	100.0	69.5	4.2	1.4	24.9	100.0	70.7	5.2	1.6	22.6
12	100.0	46.2	32.5	2.2	19.1	100.0	68.8	4.5	1.4	25.3	100.0	70.3	5.3	1.6	22.9
13	100.0	46.1	32.9	2.1	18.8	100.0	68.1	4.9	1.4	25.6	100.0	70.0	5.5	1.6	23.0
14	100.0	46.2	33.2	2.1	18.6	100.0	67.3	5.5	1.4	25.8	100.0	69.7	5.5	1.6	23.1
15	100.0	46.2	33.6	2.0	18.3	100.0	66.4	6.3	1.4	25.9	100.0	69.5	5.6	1.6	23.2
16	100.0	46.1	33.9	2.0	18.0	100.0	65.4	7.3	1.4	25.9	100.0	69.3	5.8	1.6	23.3
17	100.0	45.9	34.2	1.9	18.0	100.0	64.3	8.1	1.4	26.1	100.0	68.9	5.9	1.7	23.5
18	100.0	45.8	34.5	1.9	17.8	100.0	63.3	9.0	1.4	26.1	100.0	68.7	6.1	1.7	23.6
対前年度増減率															
8		△ 0.2	0.5	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6		△ 0.5	0.1	△ 0.0	0.5
9		△ 0.0	0.5	△ 0.1	△ 0.4		△ 0.7	0.2	0.0	0.5		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4
10		△ 0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.2		△ 0.8	0.2	0.0	0.6		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.4
11		△ 0.3	0.4	△ 0.0	△ 0.0		△ 0.9	0.2	0.0	0.6		△ 0.4	0.0	△ 0.0	0.4
12		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.3	0.0	0.4		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.3
13		△ 0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.7	0.4	0.0	0.2		△ 0.3	0.2	△ 0.0	0.1
14		0.0	0.3	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.8	0.5	0.0	0.2		△ 0.3	0.1	0.0	0.2
15		0.0	0.4	△ 0.1	△ 0.3		△ 0.9	0.8	0.0	0.1		△ 0.2	0.1	0.0	0.1
16		△ 0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.2		△ 1.0	1.0	0.0	0.0		△ 0.2	0.1	0.0	0.1
17		△ 0.2	0.3	△ 0.0	△ 0.1		△ 1.1	0.9	0.0	0.2		△ 0.4	0.1	0.0	0.2
18		△ 0.1	0.3	△ 0.0	△ 0.2		△ 1.0	0.9	0.0	0.1		△ 0.3	0.2	0.0	0.1
私学共済															
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
平成7	100.0	28.3	53.4	0.8	17.5	100.0	75.2	13.9	8.6	2.2	100.0	75.2	13.9	8.6	2.2
8	100.0	29.0	52.7	0.8	17.4	100.0	76.7	12.9	8.4	2.1	100.0	76.7	12.9	8.4	2.1
9	100.0	29.4	52.2	0.8	17.6	100.0	78.2	11.8	8.1	1.9	100.0	79.4	10.9	7.8	1.9
10	100.0	29.7	51.8	0.8	17.7	100.0	79.4	10.9	7.8	1.9	100.0	80.3	10.1	7.6	2.0
11	100.0	29.9	51.4	0.8	17.9	100.0	81.4	9.3	7.5	1.9	100.0	82.4	8.5	7.3	1.8
12	100.0	30.3	51.0	0.8	17.9	100.0	83.4	7.9	7.1	1.7	100.0	84.2	7.2	7.0	1.6
13	100.0	30.7	50.7	0.7	17.9	100.0	84.2	7.2	7.0	1.6	100.0	85.0	6.6	6.9	1.5
14	100.0	31.1	50.3	0.7	17.9	100.0	85.8	6.0	6.8	1.4	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3
15	100.0	31.5	50.1	0.7	17.7	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3
16	100.0	31.7	50.0	0.7	17.6	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3
17	100.0	31.8	49.9	0.7	17.6	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3
18	100.0	32.0	49.8	0.7	17.5	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3	100.0	86.6	5.5	6.7	1.3
対前年度増減率															
8		0.8	△ 0.7	△ 0.0	△ 0.1		1.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1		1.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1
9		0.3	△ 0.5	△ 0.0	0.2		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1		1.5	△ 1.1	△ 0.3	△ 0.1
10		0.4	△ 0.4	△ 0.0	0.0		1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1		1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1
11		0.2	△ 0.4	△ 0.0	0.3		0.9	△ 0.9	△ 0.2	0.1		0.9	△ 0.9	△ 0.2	0.1
12		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0		1.1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1		1.1	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.1
13		0.4	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.1		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1
14		0.4	△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1		1.0	△ 0.7	△ 0.2	△ 0.1
15		0.4	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.2		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1
16		0.2	△ 0.1	0.0	△ 0.2		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1
17		0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1
18		0.2	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1		0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.1

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧厚生年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
 注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(3) 年金総額

ア 平成18年度末の状況

平成18年度末の年金総額(受給権者の年金額の総額)は、厚生年金25兆6,032億円、国共済1兆7,634億円、地共済4兆5,785億円、私学共済2,888億円、国民年金16兆1,000億円(新法基礎年金と旧法国民年金)であった(図表2-3-10)。国民年金の16兆1,000億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分(旧法年金のいわゆる1階部分)は含まれない。公的年金制度全体で48兆3,339億円である。

図表 2-3-10 年金種別別にみた年金総額 -平成18年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
受給権者							
計	256,032	17,634	45,785	2,888	322,340	161,000	483,339
老齢・退職年金	182,849	13,351	36,137	1,911	234,249	140,499	374,748
老齢・退年相当	182,849				234,249	140,499	374,748
通老・通退相当	22,903	294	706	573	24,476	3,054	27,530
障害年金	4,311	188	575	24	5,098	15,045	20,143
遺族年金	45,970	3,795	8,367	380	58,511	2,401	60,912
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	71.4	75.7	78.9	66.2	72.7	87.3	77.5
老齢・退年相当	71.4				72.7	87.3	77.5
通老・通退相当	8.9	1.7	1.5	19.8	7.6	1.9	5.7
障害年金	1.7	1.1	1.3	0.8	1.6	9.3	4.2
遺族年金	18.0	21.5	18.3	13.2	18.2	1.5	12.6
受給者							
計	242,932	17,200	44,457	2,588	307,178	158,168	465,346
老齢・退職年金	174,249	13,056	35,342	1,650	224,298	139,706	364,004
老齢・退年相当	174,249				224,298	139,706	364,004
通老・通退相当	21,277	283	680	538	22,715	3,044	25,823
障害年金	2,976	127	360	21	3,483	14,139	17,622
遺族年金	44,431	3,727	8,075	379	56,612	1,278	57,890
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	71.7	75.9	79.5	63.8	73.0	88.3	78.2
老齢・退年相当	71.7				73.0	88.3	78.2
通老・通退相当	8.8	1.6	1.5	20.8	7.4	1.9	5.5
障害年金	1.2	0.7	0.8	0.8	1.1	8.9	3.8
遺族年金	18.3	21.7	18.2	14.7	18.4	0.8	12.4

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると46兆5,346億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、

停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70～80%台を占める。ただし私学共済は66.2%と他制度に比べて小さく、代わりに通老・通退相当が19.8%と他制度に比べて大きくなっている。また、被用者年金にあっては、概ね、遺族年金が18～21%（私学共済のみ13.2%）、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.5%と小さく、障害年金は9.3%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（図表2-3-11）、国共済で平成13年度、16年度に減少となったものの、総じて増加傾向が続いている。平成18年度は、厚生年金が1.0%増、国共済が0.1%増、地共済が0.7%増、私学共済が3.0%増であった。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は、平成18年度で、対前年度4.9%増であった。

（老齢・退年相当）

老齢・退年相当についてみると、平成18年度の対前年度増減率は、厚生年金0.8%増、国共済0.6%減、地共済0.2%増、私学共済3.4%増、国民年金5.6%増となっており、国共済で緩やかな減少傾向が、他制度では増加傾向が続いている。

（遺族年金）

遺族年金の年金総額は平成18年度の対前年度増減率でみると、厚生年金2.7%増、国共済2.2%増、地共済2.7%増、私学共済3.9%増となっている。平成8年度以降でみると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

（年金種別別構成割合）

受給者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると（図表2-3-12）、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表2-3-11 年金種別別にみた年金総額の推移 - 受給者ベース -

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490	40,053	33,686	654	534	5,180
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615	40,437	33,769	659	531	5,479
9	197,656	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736	41,059	34,088	662	528	5,780
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906	42,287	34,889	674	534	6,190
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045	42,901	35,165	675	536	6,526
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193	43,257	35,244	680	532	6,802
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305	43,789	35,463	702	535	7,089
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	3,424	44,435	35,810	707	541	7,377
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	3,507	44,892	36,031	708	546	7,607
16	249,103	178,722	22,886	4,263	43,231	17,588	13,520	270	186	3,605	45,006	35,886	704	555	7,861
17	253,435	181,326	23,071	4,297	44,740	17,621	13,433	282	187	3,712	45,471	36,052	705	566	8,149
18	256,032	182,849	22,903	4,311	45,970	17,634	13,351	294	188	3,795	45,785	36,137	706	575	8,367
対前年度増減率 (%)															
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△ 0.1	4.7	0.8	3.6	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1
15	2.9	3.0	2.6	△ 0.0	2.8	0.2	△ 0.5	5.4	0.3	2.4	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1
16	1.0	0.4	1.6	1.0	3.2	△ 0.6	△ 1.5	4.7	0.1	2.8	0.3	△ 0.4	△ 0.6	1.7	3.3
17	1.7	1.5	0.8	0.8	3.5	0.2	△ 0.6	4.5	0.5	3.0	1.0	0.5	0.2	1.9	3.7
18	1.0	0.8	△ 0.7	0.3	2.7	0.1	△ 0.6	4.2	0.3	2.2	0.7	0.2	0.2	1.6	2.7
私学共済 国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金															
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当							
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円					
7	1,922	1,193	496	19	214	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413					
8	2,043	1,286	511	20	227	86,324	67,546	4,281	12,097	2,359					
9	2,117	1,340	516	19	241	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391					
10	2,232	1,423	531	20	258	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437					
11	2,327	1,489	540	21	278	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796					
12	2,432	1,569	548	21	294	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775					
13	2,497	1,615	551	21	309	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733					
14	2,587	1,685	555	22	324	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683					
15	2,675	1,758	559	22	337	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613					
16	2,729	1,796	560	23	351	145,923	125,497	3,368	14,507	2,551					
17	2,803	1,849	565	24	366	153,501	133,014	3,216	14,788	2,483					
18	2,888	1,911	573	24	380	161,000	140,499	3,054	15,045	2,401					
対前年度増減率 (%)															
8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6					
9	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3					
10	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9					
11	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7					
12	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8					
13	2.7	3.0	0.6	0.6	5.3	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5					
14	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8	6.2	7.3	△ 3.4	2.0	△ 1.8					
15	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8	4.4	5.2	△ 4.6	1.2	△ 2.6					
16	2.0	2.2	0.2	3.0	4.2	4.7	5.4	△ 4.3	1.9	△ 2.4					
17	2.7	2.9	1.0	2.7	4.3	5.2	6.0	△ 4.5	1.9	△ 2.7					
18	3.0	3.4	1.4	1.5	3.9	4.9	5.6	△ 5.0	1.7	△ 3.3					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、勤労給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-12 年金総額の年金種別別構成割合の推移 - 受給者ベース -

年度末	厚生年金					国共済					地共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当				老齢・退年相当	通老・通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9
8	100.0	72.9	9.0	2.1	15.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5
9	100.0	72.8	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	15.1	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9
16	100.0	71.7	9.2	1.7	17.4	100.0	76.9	1.5	1.1	20.5	100.0	79.7	1.6	1.2	17.5
17	100.0	71.5	9.1	1.7	17.7	100.0	76.2	1.6	1.1	21.1	100.0	79.3	1.6	1.2	17.9
18	100.0	71.4	8.9	1.7	18.0	100.0	75.7	1.7	1.1	21.5	100.0	78.9	1.5	1.3	18.3
対前年度増減率															
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	△ 0.0	0.6		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4
15		△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4		△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.3
16		△ 0.4	0.1	△ 0.0	0.4		△ 0.8	0.1	0.0	0.7		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0.5
17		△ 0.2	△ 0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.6	0.1	0.0	0.6		△ 0.5	△ 0.0	0.0	0.5
18		△ 0.1	△ 0.2	△ 0.0	0.3		△ 0.5	0.1	0.0	0.5		△ 0.4	△ 0.0	0.0	0.4
私学共済															
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1	100.0	76.6	5.5	14.9	3.0	100.0	76.6	5.5	14.9	3.0
8	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8
9	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6
10	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4
11	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5
12	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3
13	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2
14	100.0	65.2	21.5	0.8	12.5	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0
15	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9
16	100.0	65.8	20.5	0.8	12.9	100.0	86.0	2.3	9.9	1.7	100.0	86.0	2.3	9.9	1.7
17	100.0	65.9	20.2	0.8	13.0	100.0	86.7	2.1	9.6	1.6	100.0	86.7	2.1	9.6	1.6
18	100.0	66.2	19.8	0.8	13.2	100.0	87.3	1.9	9.3	1.5	100.0	87.3	1.9	9.3	1.5
対前年度増減率															
8		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2
9		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2
10		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2
11		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1
12		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2
13		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2
14		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2
15		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.0		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1
16		0.1	△ 0.4	0.0	0.3		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1
17		0.1	△ 0.3	0.0	0.2		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1
18		0.2	△ 0.3	△ 0.0	0.1		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1		0.6	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含み、また、平成8年度以前についても旧共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、職員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当について、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成18年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,198万人、国民年金2,201万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済64万人、地共済161万人、私学共済9万人であった（図表2-3-13）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.2%、次いで地共済32.4%、厚生年金31.3%、国共済16.3%の順となっている。国民年金は57.2%である。

平均年齢は、各制度とも71~74歳程度である。私学共済が70.9歳で最も低く、国民年金が73.7歳で最も高くなっている。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数25,198千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

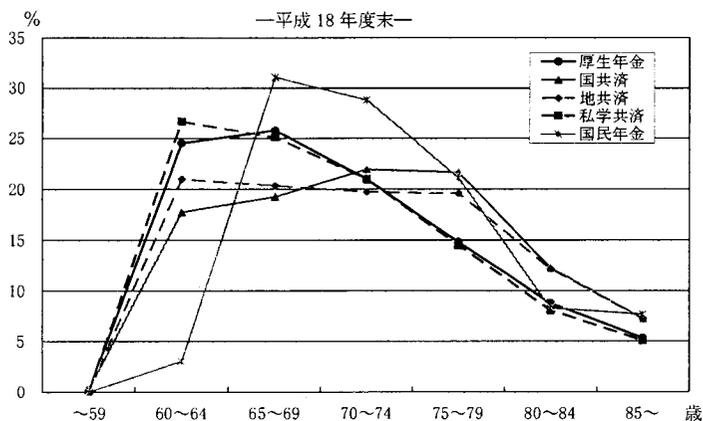
図表 2-3-13 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 - 平成18年度末 -

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金		公的年金制度全体
					新法基礎年金と旧法国民年金	千人	
受給権者数計	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
男性	8,232	535	1,089	57.0	9,410	25,198	老齢基礎年金等受給権者数
女性	3,752	104	521	36.7	12,597		
女性割合(%)	31.3	16.3	32.4	39.2	57.2		
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳		
計	71.1	73.2	72.7	70.9	73.7		
男性	70.7	73.0	72.6	70.3	72.6		
女性	71.9	74.0	72.9	71.9	74.4		

注 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成割合をみると（図表2-3-14）、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-14 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の年齢構成



また、老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移をみると（図表 2-3-15）、各制度とも年々上昇しており、特に女性の伸びが大きい。

図表 2-3-15 老齢・退職年金受給権者（老齢・退年相当）の平均年齢の推移

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	歳	歳	歳	歳	歳
	○男女計				
11	70.1	70.9	71.1	69.9	72.1
12	70.2	71.3	71.4	70.0	72.8
13	70.3	71.6	71.6	70.0	72.9
14	70.4	72.0	71.8	70.2	73.1
15	70.5	72.3	72.0	70.3	73.2
16	70.7	72.5	72.2	70.4	73.4
17	70.9	72.9	72.5	70.7	73.5
18	71.1	73.2	72.7	70.9	73.7
	○男性				
11	70.0	70.8	71.2	69.4	71.2
12	70.0	71.2	71.5	69.5	71.5
13	70.1	71.6	71.6	69.5	71.7
14	70.2	71.9	71.8	69.6	71.8
15	70.3	72.1	72.0	69.6	72.0
16	70.4	72.4	72.2	69.8	72.3
17	70.6	72.8	72.4	70.1	72.4
18	70.7	73.0	72.6	70.3	72.6
	○女性				
11	70.2	71.1	70.8	70.6	72.7
12	70.5	71.6	71.2	70.8	73.7
13	70.7	72.0	71.5	70.9	73.8
14	70.9	72.5	71.8	71.1	73.9
15	71.1	72.8	72.1	71.2	74.0
16	71.4	73.2	72.4	71.3	74.2
17	71.7	73.6	72.7	71.7	74.3
18	71.9	74.0	72.9	71.9	74.4

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
注2 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加算したベースの数値である。

(平均年金月額)

平均年金月額^注（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表 2-3-16）、地共済が最も高く 22.1 万円、次いで国共済 20.8 万円、私学共済 20.6 万円、厚生年金 16.3 万円（厚生年金基金代行分も含む）の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、

- ①共済年金は、厚生年金に比べて、報酬比例部分に係る給付乗率が、いわゆる「職域部分に相当する分」高くなっていること
- ②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること
- ③女性は男性に比べ平均年金月額が低いため、女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること等に留意する必要がある。

図表 2-3-16 老齢・退年相当の平均年金月額 平成18年度末

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
男性	188,074	213,634	233,223	228,877	58,490
女性	107,257	178,949	195,075	171,785	49,252
女 (男=100)	57.0	83.8	83.6	75.1	84.2
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	382	421	416	381	329
男性	423	425	431	392	369
女性	292	403	385	361	299
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	167,976	221,013	228,570	214,643	57,843
					5.8万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

注2 ○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。
繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

平均年金月額に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者（65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、平成13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ（報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始）が始まっている。）

を除くと、地共済22.9万円、国共済22.1万円、私学共済21.5万円、厚生年金16.8万円（厚生年金基金代行分も含む）となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.8万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると5.3万円（表中「53,202円」）である。

（女性の平均年金月額 —男女間の差が小さい国共済、地共済—）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）をみると（図表2-3-16）、厚生年金は10.7万円であり男性（18.8万円）の57.0%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は17.9万円であり男性（21.4万円）の83.8%の水準、地共済は19.5万円であり男性（23.3万円）の83.6%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額男女間の差が小さいためと考えられる。

（本来支給、特別支給の平均年金月額）

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況を見る。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6年の制度改革により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている（用語解説の図3を参照）。こうした状況を見たのが図表2-3-17である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、平成18年度末で厚生年金17.2万円、国共済22.0万円、地共済22.8万円、私学共済22.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、62～64歳では、厚生年金が16.0～16.3万円、国共済が20.3～21.0万円、地共済が21.1～21.7万円、私学共済が18.4～19.8万円となっており、本来支給分（老齢基礎年金分を含む）より若干低い水準である。

一方、60歳～61歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっている。これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、平成18年度中に60歳に到達する者及び61歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）、すなわち18年度末に60歳、61歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。特に平成18年度には、厚生年金の女性の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられており（厚生年金の男性や共済年金の男性・女性に比べ5年遅れの引上げスケジュール）、その状況が図表2-3-17にあらわれている。

なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢（ともに63歳。ただし、18年度末に60歳の厚生年金の女性は61歳。）に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。

（参考：平成18年度末に62歳、63歳、64歳の者（厚生年金は男性のみ）の定額部分の支給開始年齢は、それぞれ62歳、62歳、61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。）

図表 2-3-17 高齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） -平成18年度末-

(単位:円)

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
高齢相当・退年相当の平均年金月額		127,147	174,100	187,034	169,826
〔基礎年金分を含む〕		〔162,772〕	〔207,965〕	〔220,875〕	〔206,467〕
新 法 部 給 分	60歳未満	163,683	100,903	134,523	
	60歳	85,949	122,324	143,198	118,585
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔122,518〕	〔143,249〕	〔118,680〕
	61歳	106,271	127,351	147,424	121,345
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔127,882〕	〔147,732〕	〔121,422〕
	62歳	159,558	203,438	210,705	184,070
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔203,659〕	〔210,826〕	〔184,121〕
	63歳	162,983	209,867	216,446	196,679
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔210,043〕	〔216,562〕	〔196,737〕
	64歳	163,085	210,238	216,295	198,305
〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔210,281〕	〔216,308〕	〔198,316〕	
65歳以上本来支給分		112,670	156,753	163,880	169,518
〔基礎年金分を含む〕		〔171,628〕	〔220,405〕	〔227,880〕	〔226,792〕
旧法部分		163,674	201,459	229,869	177,489
			165,279	157,113	143,964

男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
高齢相当・退年相当の平均年金月額		150,179	178,793	196,189	189,928
〔基礎年金分を含む〕		〔188,074〕	〔213,634〕	〔233,223〕	〔228,877〕
新 法 部 給 分	60歳未満	176,866	105,681	159,759	
	60歳	102,502	124,806	153,292	130,811
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔125,009〕	〔153,326〕	〔130,896〕
	61歳	108,553	130,499	157,226	133,024
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔131,069〕	〔157,550〕	〔133,092〕
	62歳	183,217	210,159	224,826	200,161
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔210,380〕	〔224,955〕	〔200,205〕
	63歳	188,030	217,190	231,724	217,299
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔217,368〕	〔231,847〕	〔217,365〕
	64歳	188,602	216,746	231,481	219,625
〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔216,785〕	〔231,494〕	〔219,641〕	
65歳以上本来支給分		134,959	161,032	173,563	190,541
〔基礎年金分を含む〕		〔196,173〕	〔225,010〕	〔238,621〕	〔249,406〕
旧法部分		205,113	209,035	246,022	209,199
			167,883	186,526	156,090

女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
高齢相当・退年相当の平均年金月額		76,611	150,075	167,907	138,597
〔基礎年金分を含む〕		〔107,257〕	〔178,949〕	〔195,075〕	〔171,785〕
新 法 部 給 分	60歳未満	68,352	79,003	103,672	
	60歳	43,490	105,758	122,854	95,118
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔105,893〕	〔122,936〕	〔95,233〕
	61歳	100,445	110,805	127,716	99,196
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔111,124〕	〔127,994〕	〔99,290〕
	62歳	98,509	165,464	181,319	151,659
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔165,681〕	〔181,424〕	〔151,701〕
	63歳	97,131	169,884	185,031	157,240
	〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔170,048〕	〔185,132〕	〔157,282〕
	64歳	95,647	173,621	184,349	157,941
〔基礎年金分を含む〕	〔…〕	〔173,678〕	〔184,362〕	〔157,941〕	
65歳以上本来支給分		59,970	132,632	137,720	133,836
〔基礎年金分を含む〕		〔113,595〕	〔194,347〕	〔198,863〕	〔188,634〕
旧法部分		109,430	173,091	208,604	161,947
			101,588	123,951	135,286

注1 〔〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金月額である。なお、60～64歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、高齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、

上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者

下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

図表 2-3-18 平均年金月額の推移 -高齢・退年相当-

○高齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,032	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,658	213,447	227,775	212,121	52,261
16	165,446	209,288	223,064	207,096	52,514
17	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
18	162,772	207,965	220,875	206,467	53,202
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1
16	△ 2.5	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.4	0.5
17	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.9
18	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.5	0.5

注 厚生年金の平成8年度以前は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○高齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
16	133,374	179,067	192,706	174,090
17	131,132	176,827	190,441	172,474
18	127,147	174,100	187,034	169,826
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9
16	△ 3.9	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.3
17	△ 1.7	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.9
18	△ 3.0	△ 1.5	△ 1.8	△ 1.5

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額額の推移をみると(図表 2-3-18)、被用者年金では、平成 18 年度の対前年度増減率が、厚生年金 1.4%減、国共済 0.5%減、地共済 0.8%減、私学共済 0.5%減となり、厚生年金、国共済、地共済で 7 年連続の減少となったほか、17 年度に増加していた私学共済も 1 年ぶりに減少傾向に戻った。平成 18 年度は、年金の物価スライドが 0.3%の引下げであったことなどが背景にある。また、厚生年金は他制度に比べ減少幅が大きくなっているが、これは、平成 18 年度に厚生年金の女性の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ、新たに 60 歳の女性の年金も報酬比例部分のみの年金となっていることが影響していると考えられる。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均)は増加を続けており、平成 18 年度は対前年度 0.5%の増加で、53,202 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額で見ると、被用者年金では平成 8 年度以降、平成 10 年度を除き、総じて減少を続けている。

注 共済年金の女性については、既に男性と一緒に定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、厚生年金の女性のみ、引上げスケジュールが 5 年遅れとなっている。

(平均加入期間 ー各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸びー)

次に、平均年金月額額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみる(図表 2-3-19)。

平均加入期間は各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は平成 7 年度以降でみて、平成 7 年度の 241 ヶ月から平成 18 年度の 329 ヶ月まで、年 7~10 ヶ月の増加となっている。

この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年 2~4 ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-19 平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と旧法国民年金	月
平成	月	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353		241
8	350	410	405	355		251
9	354	411	407	357		260
10	357	412	408	360		268
11	360	414	408	362		276
12	364	413	410	366		284
13	367	416	410	368		292
14	371	417	411	371		300
15	374	418	413	374		307
16	377	419	414	376		314
17	380	420	415	378		322
18	382	421	416	381		329
対前年度増減差						
8	3	0	0	2		10
9	4	1	2	2		9
10	3	1	1	3		8
11	3	2	0	2		8
12	4	△1	2	4		8
13	3	3	0	2		8
14	4	1	1	3		8
15	3	1	2	3		7
16	3	1	1	2		7
17	3	1	1	2		8
18	2	1	1	3		7

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

①給付乗率

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくる

※給付乗率は、昭和 2 年 4 月 1 日以前生まれの 1000 分の 7.308 から昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの者の 1000 分の 5.481 まで、生年月日に応じて徐々に小さくなるように定められている。

②物価スライド

- ・ 平成 15、16、18 年度の減少については、年金の物価スライドがそれぞれ 0.9%、0.3%、0.3%の引下げであったこと
- ・ 平成 8、9、12~14、17 年度については、物価スライドによる年金改定がなく、平均年金月額額の増加要因とならなかったこと